

平成27年度

厚生労働省 子ども・子育て推進調査研究事業

「アフターケア事業団体における
支援の現状と効果的支援のあり方」
報告書

事業担当者 アフターケア相談所ゆずりは所長 高橋亜美

平成28年3月

社会福祉法人 子供の家

社会的養護のアフターケアの現状

児童福祉法第41条では、『児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする』と定められている。法律に定められているように、社会的養護が子どもたちに対して担う役割には、在籍中の養育の保障のみならず、施設退所者が安心して安全な生活を送る事が出来るよう支援することが責務としてあるが、社会的養護のアフターケア支援は十分に行き届いていない現状があり、施設退所者のアフターケアは長年問題視されながらも適切に扱われてこなかった課題でもあった。近年の東京都福祉保健局における「児童養護施設等退所者へのアンケート調査」等からも、アフターケアの必要性は現場の支援での喫緊の課題であることは明らかとなっている。東京都では2012年度より東京都内の全ての児童養護施設に、子どもたちのリービングケアとアフターケアを担う自立支援コーディネーターの常勤配置化をした。また2013年度からは自立援助ホームに入所している児童の自立を支援するため都内の自立援助ホーム6カ所に児童福祉の実務経験者をジョブトレーナーとして配置している。東京を中心に、社会的養護におけるアフターケアの必要性はひろく訴えられはじめているが、課題は山積しており、取り組みは始まったばかりであると感じる。

施設退所者が抱える見えないハンディ

今や社会的養護の支援にたどりつく多くの子どもたちが児童虐待の被害者、不適切な養育環境で生きてこなければならなかったと言っても過言ではない。深刻な虐待環境を生き抜いてきた子どもたちが抱えた傷つきは深く、時間とともに消えてなくなるものではなく、また簡単に対峙できるものでもない。施設退所者は、虐待で受けたトラウマを抱え、親や家族を一切頼ることができず、低学歴・無資格という幾重にも重なるハンディを背負い社会での生活を余儀なくされる。更には社会生活のなかで、立ち止まったり失敗する機会を決して持つ事はできない。仕事を休むことはすぐに給与が減ることに繋がり、たちまち家賃が払えなくなるからである。とにもかくにも働き続け収入を確保しないと生活はすぐに破綻してしまう。施設退所者はニートになることも引きこもることもできない。安定した雇用に就く為にスキルアップする機会もお金ももちろんなく、不安定な雇用状況のもと働き続けることを強いられている。常に緊張した状態のなか、ぎりぎりの生活を維持し続けた結果、体を壊したり、糸がプツンと切れ何もかもを放り出し住居をなくす退所者も少なくない。退所した子どもたちの多くが、過酷な労働環境のもとでの生活を余儀なくされている。一般家庭で育った方たちでも「就職してからは親を頼っていない」という人は多くいるだろう。けれど、知ってほしいのは、社会にでてから実際に親や家族を頼るか頼らないかではなく、「何かあったときにすぐに相談できる親や家族がいる」ということ自体が見えない大きなセーフティネットとして機能しているということである。社会的養護のもとを巣立った子どもたちは、自分たちの就労状況が破綻すればたちまちホームレス状態となる。家庭が安心して生きる場所ではなかった子どもたちは、施設を退所した後もその状況は続く。支援を通じて、日本社会における「人が生きていくための最大のセーフティネット」は、親・家族、地縁・血縁者の存在であることを痛感している。

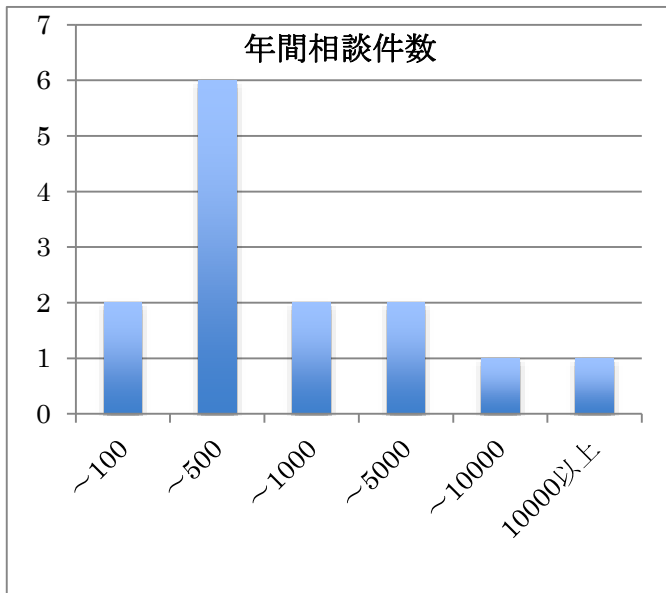
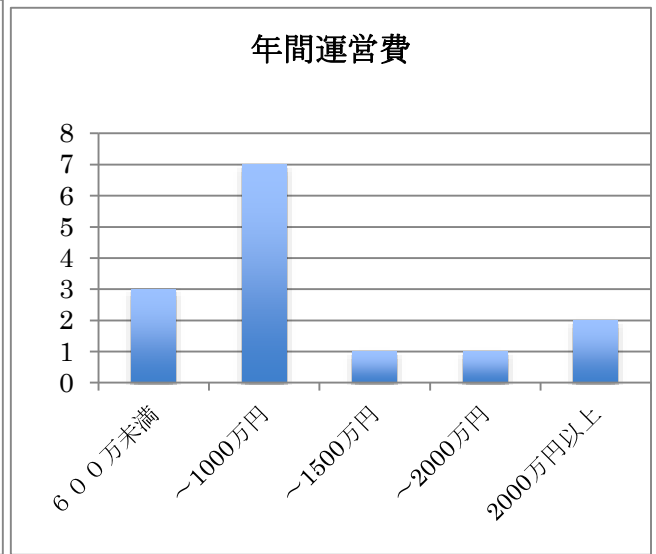
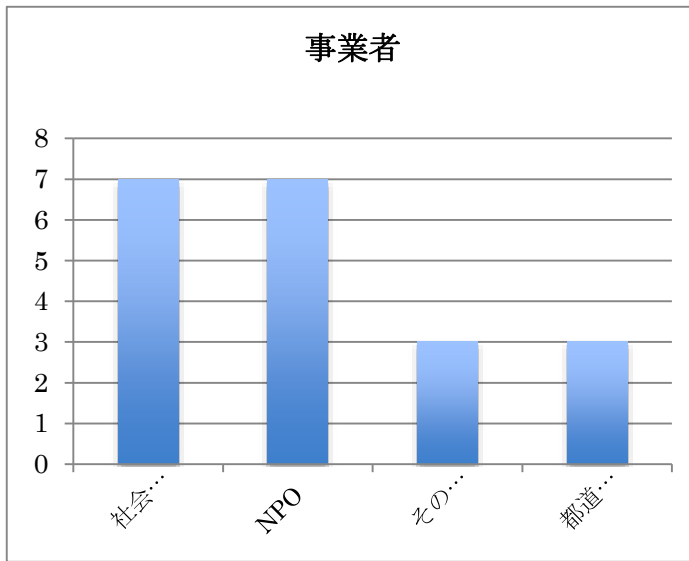
調査目的

今日、社会的養護のもと巣立つ子どもたちへのアフターケアの必要性は高く求められる一方で、退所者支援の整備は未だ十分に為されていない。現在、国庫補助事業である退所児童等アフターケア事業を実施している団体は全国で20ヶ所を越えているが、各団体の取組みは、実施者間においても十分に把握されていない。本調査は、前述した社会的養護のアフターケアの現状と、施設退所者の多くが困難な状況で社会生活を営んでいることを踏まえたうえ、全国的に広がりつつあるアフターケア事業の現状を把握し、社会的養護におけるアフターケアの現状と、支援を受けた退所者からのアンケート調査及び、聞き取り調査を実施し、問題や課題を精査していくことで、退所者への効果的で価値あるアフターケアの整備と施策への提言にもつなげていくことを目的とした。

調査方法

- ① 全国で退所児童等アフターケア事業を実施している団体のうち、14 団体へのアンケート及び聞き取り調査の実施。
- ② 各団体で支援を受けた退所者への聞き取り調査。
アフターケア相談所ゆずりは利用者へのヒアリング調査 対象者30名 各支援団体での利用者へのヒアリング調査 対象者19名
計49名の退所者の協力を得て実施した

1 事業形態などについて



スタッフ体制	団体
常勤1名 非常勤2名	1
常勤1名 非常勤1名	3
常勤1名 非常勤1名 パート2名	1
常勤1名	2
非常勤2名 パート1名	1
非常勤2名	2
非常勤3名	3

今回ヒアリング及びアンケート調査に協力していただいた14団体はすべて、国庫補助事業を受託している団体であり、受託している支援内容は変わらないであろうものの、事業団体ごとの運営形態の違いがあることがよくわかった。特に年間の運営費と相談件数に大きな開きがあった。

スタッフ体制に関しては、1人から3人のスタッフをベースに団体ごとに雇用形態の違いがうかがえた。アフターケア事業をスタッフ1人体制でやっている団体に関しては、支援のうえでも、勤務のうえでもかなり厳しい状況を強いられていることが聞き取りによっても明らかとなった。

2 本事業で行われている支援について

支援種別	具体的内容
退所に向けた支援	職業体験、自立支援プログラム研修会、ソーシャルスキルトレーニング、ワークショップ、宿泊研修、小中学生を対象にしたキャリア教育、弁護士による法律相談、コミュニケーション講習、性教育、自立支援講座の実施
居場所支援	サロンやフリースペースの実施、退所児童の交流会、
生活支援	通院同行、生活保護申請の同行、金銭管理、警察への被害や苦情届けの同行、他機関・専門家との連携、DVや虐待被害等の相談
住居支援	住居の賃貸契約、保証人に関する相談、シェルターやホームレス支援団体との連携、家賃滞納などの対応
就業支援	職業紹介、職場定着支援、職場訪問、職場開拓
施設職員への研修	職員を対象にした研修会の実施、アフターケア実務担当者の定例会
広報啓発活動	アフターケア事業所の周知、支援先の開拓

アフターケア事業が平成23年7月に厚労省より公表された「退所児童等アフターケア事業」の推進支援に関する調査においては、支援内容は「退所に向けた支援」「事後対応的支援」「当事者支援」「施設職員などへ伴走支援」と大きく4つに分類されていた。平成28年現在、おおまかなところでの変化はないが、事業内容の支援においては「退所に向けた支援」「居場所支援」「生活支援」「住居支援」「就業支援」の5つに種別され、その他に施設職員への研修、広報啓発活動の事業も加わっている。またどの支援においても連続的且つ並行してすすめられていることは特筆したい。退所者の日常生活の自立の状況や福祉的な対応の必要度によって求められるアフターケアの内容が異なる状況が見られた。

3 支援実施のため、連携している団体等について

行政機関	児童相談所、子ども家庭支援センター、福祉事務所、女性相談・女性センター、障害福祉、ハローワーク、保健所
施設・学校等	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、民間シェルター、里親センター、DV・性被害支援センター、特別支援学校・定時制高校・夜間中学校、大学・各種専門学校
専門機関等	弁護士、司法書士、精神科医、産婦人科医、臨床心理士、スクールカウンセラー、キャリアカウンセラー
その他	各企業、雇用主、不動産屋

本項目において、アフターケア事業の実施においてはさまざまな分野の専門家によるサポートが不可欠であることが明らかとなった。しかし、それぞれの事業団体が個々に専門機関との連携やサポート体制をつくっていくことは容易ではない。事業団体によって繋がっている専門機関の数に

は大きく開きがあり、都市部の事業団体においては多様な連携機関をもつことができても、地方の事業団体によって、は連携出来る支援機関や専門家が非常に限られている状況も明らかとなった。

4 施設や里親等との具体的な連携方法について

施設との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県所管の児童養護施設、自立支援施設、自立援助ホームにおいては窓口となる専門職員を配置して、連絡・連携を取っている。また、県所管施設に配置された職業指導員とは密にアフターケアの連携を実施 毎月1回の連絡会の実施や、職員向け研修の実施等行っている。 ○ 県の児童養護施設協議会に自立援助ホームとして加入 ○ 官民を問わず様々な関係機関の人たちと、ゆるやかな連携を図るグループを形成し、定期的な勉強会や意見交換会を開催している。 ○ 毎月第二木曜日に各児童養護施設に配置されている職業指導員等の方々と連絡を開催。行事の内容や職員向けの研修会を実施している ○ 各児童養護施設には職業指導員というアフターケアを専門に行う職員の配置をお願いしている。職業指導員には連絡会の参加と各相談支援を行うときの窓口となってもらい、必ず指導員を通じて情報交換や検討を行うようにしている ○ 職業指導員の業務は指針を協議して作成。その内容に沿って支援を行ってもらえるよう確認をした ○ 東京都でリービングケア・アフターケアを担う職員としては各児童養護施設に自立支援コーディネーター、及び各自立援助ホームに配置されている、それらの専門職と連携し支援をすすめていく ○ 在籍中の高校生にむけた自立に係るプログラムを実施
里親との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 里親支援センター（乳児院に併設）の勉強会に参加したり、関係機関による講演会等に参加するなどして日頃から交流することで、県内の里親とつながるように努めている。 ○ 里親センターとの連携を行い共催研修の実施や里子向けの自立支援研修の案内等を行っている ○ 里親支援団体、里親ネットワークの方々との勉強の機会を持つ ○ 施設退所者同様に里親からのアフターケア相談も積極的に対応している

本事業においては里親家庭で育った人たち（里親家庭出身者）も支援の対象となっているが、しかし、施設退所者と比べると里親家庭出身者たちは数的にも少なく、当事者同士のネットワークづくりやアフターケアに関する情報の周知や共有も難しい状況に置かれている。

当事者ネットワークの拡大・強化の推進も当事者が主体となっているアフターケア事業団体を中心に引き続き取り組まれていくことが必要である。里親家庭出身者同士の具体的な連携方策を他団体に広く紹介していくことや、当事者活動に参加している里親家庭出身者の意見を聞く機会を設けるといった取り組みを進めていくことにより、里親家庭出身者も含めた当事者ネットワークの拡大・強化を推進されていくことが望まれる。

5 アフターケア事業を実施しての問題

【支援に関して】

- 退所予定児童や退所児童の個人情報取得が困難なため、必要な支援が届けられない。
- いつの間にか居所や携帯番号等も変わっていることも少なくなく、個別に関係の出来ている児童はよいが、多くの退所児童とつながりを維持していくことの困難を感じている。
- 当法人が退所児童の事業を、関係機関や行政はよく認知してくれていると感じるが、実際に相談する退所者への認知が心許ない。広報に努めたいが一民間団体では限界があり、悩んでいる。
- 住居の問題(保証人・住み込み就労) ○労働の問題(一般雇用と障害雇用の狭間の若者層の多さ)
- お金の管理の問題(奨学金や貯金を管理できずに生活を崩してしまう)
- 精神的な問題(虐待を受けて育った方のお話を丁寧に聞くためのスタッフ配置)
- 行政の縦割り問題(退所者の抱える多岐に渡る困難は部門を横断する)
- 今後始まる貸付制度において社協から本人に直接振り込まれるようなものであれば、それは金銭管理ができない中で生活を崩す繰り返しになる。施設に預けている本人名義の通帳に振り込む等、施設のアフターケアも機能させ、資金とケアが両輪となる必要がある。
- 15歳以上の高齢児童の保護で一次保護所がいっぱいとなっており、行く先がなく住み込みなどの支援や障害者枠でグループホームへ無理に入所させることもある
- 自立援助ホームの空きがなく県外へお願いすることも多い。自立援助ホームが少なすぎる。
- 緊急対応で宿泊できない利用者の処遇に困る。施設との関係がいい状態での卒園をしている場合は対応をしてもらえるが、そういったケースの方が少ない。
- 「料理」を具体的に見て学ぶ為の簡単な調理場がほしいがそれも叶わない環境で支援している。

【職員のスキルに関して】

- 誰でもが簡単に出来る支援内容ではないため、スキルや経験が必要となるが、予算が十分ないため人材確保も厳しい ○職員が育っていく土壌がない。○困難な相談内容に対応しきれない
- 職員としてのスキルアップのために研修に参加したいが時間もお金も確保できない。
- 困難な相談内容に対応しきれない

【運営に関して】

- 施設側の問題(アフターケアのために職員を外に出せない、予算も出せない)
- 職員体制に余裕がなく常勤職の負担が大きい。○児童相談所の福祉司も経験年数が少なく連携が難しい ○複数の職員が必要であるが、その体制をつくる予算がない
- 予算上、専門相談員の配置が1名しか出来ないため、困難なケースの問題解決が厳しい
- 事業費のやりくりが難しい、多くの事を実施すると費用がなくなり、人件費や旅費を節約しやりくりせざるをえない。色々なことをやりたいと思っても予算面であきらめている。

問題と課題は、支援・職員・運営の3点に分類された。通ずる課題と、個別な課題がアフターケア事業を実施していくことで浮き彫りになってきている。共通の課題をどのように共有しアフターケア事業団体全体として提言することと、個別の問題をどのように解決に導くかも、議論が必要である。

6 今後のアフターケアの展望

- 担当職員が社会資源を十分に把握し、熟知する事が肝要であるとする。また、社会資源先との連携の充実も大切である。
- 退所児童と職員、退所児童同士というような個々の繋がりではなく、退所児童同士が繋がり合えるコミュニティの構築が必要であるとする。仮に、そのような自助グループを構築できた場合には、活動を支えるための拠点の整備、相談業務に携わる人員の配置といった予算措置を講じる必要があるが、現時点では、それらの体制を整えるに足るだけの退所児童のグループ化には至っていない。
- 自助グループをつくるには、当事者である児童の中からその必要性を求める動きが重要になってくると思われるが、本県においては、社会的養護を終えて、大学に進学するものは僅少で、リーダーシップを発揮できる人材をいかに育てるかも課題である。
- 非常勤2名+パートという人件費積算の中で体制が厳しいが、委託事業にあつては本事業において助成金や寄附等は受けてはならないと行政担当者より話がされている。資金面の問題をどのように解決していくかが大きな課題である。
- 各施設との連携は確立されてきたが、事業を継続していくことに関しては、資金と人手面において課題がある。
- 企業側からの合理的配慮。企業の求める人材であれば働けるが、朝起きて 出社することや週5回を勤めきることか困難な退所者も多い。会社の合理的配慮の中で、週4勤務や朝10時出社等の配慮があれば働ける退所者が大勢いる中で、なかなか理解をいただけない。若者対象の厚生と労働 釣り合っていないことを感じている。様々な困難を抱えた若者が、社会で自分たちに合った働き方を選択できれば、社会保証は削減できるのではと退所者の支援現場では特に感じている。
- 職員の身分を保証してほしい、長く関わることで安定が図れる。また色々なノウハウが蓄積されることにより、多くの困難ケースにも対応できる人材が育成できるのではないかと考える。
- アフターケアを専門にやっている団体同士の連携を図れる仕組みづくりが必要。
- 個人的なつながりだけで支援しているケースもある
- 1年に1回でも全国の団体が集まって顔が見える関係ができると連携しやすい。全国のレベルの底上げにもつながる。
- 体験型 SST を施設と連携しながら一緒にやっていく。他施設同士の子どもも大人も交流の機会がほしい
- アフターの事業拠点を中心に、アフターケアは退所者に限らず、職員みんなを支えられるようになるとうい考える
- 高校生向けの自立訓練費が別枠で支給されるといい

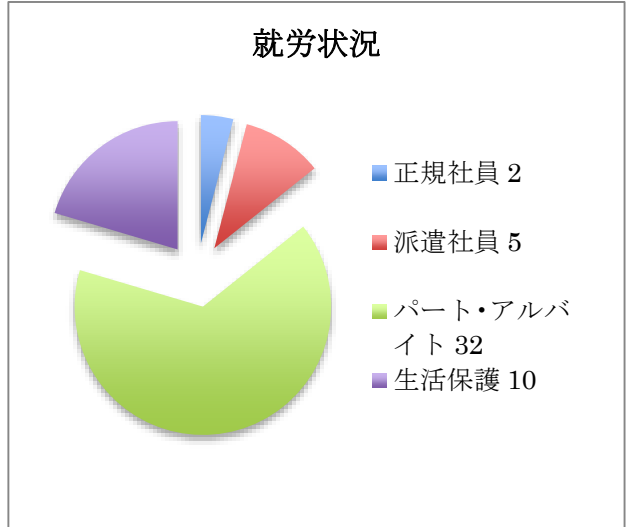
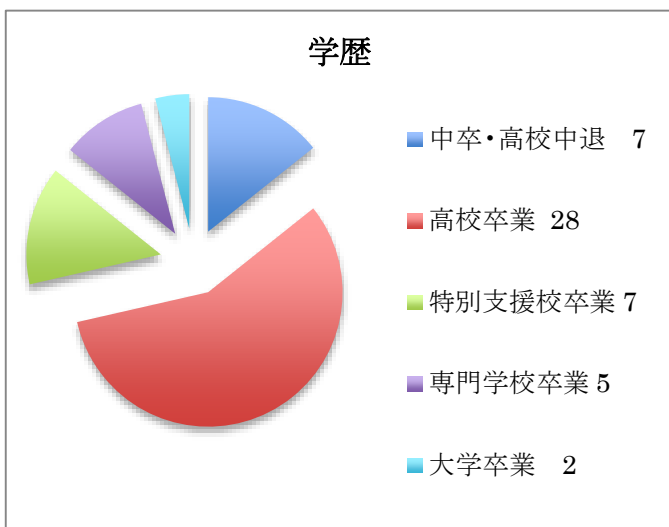
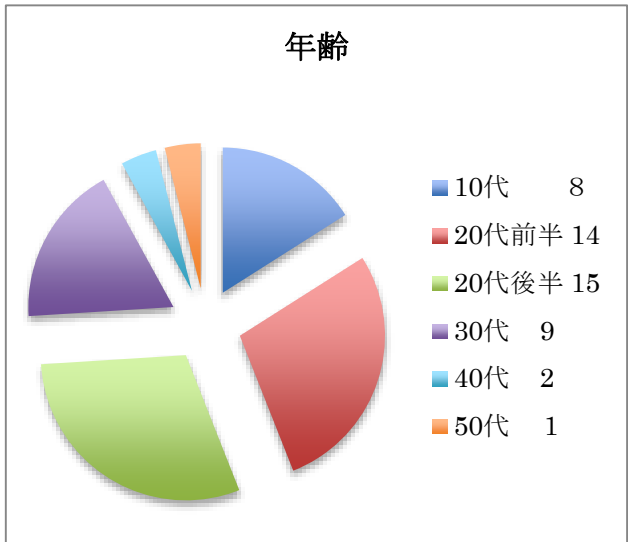
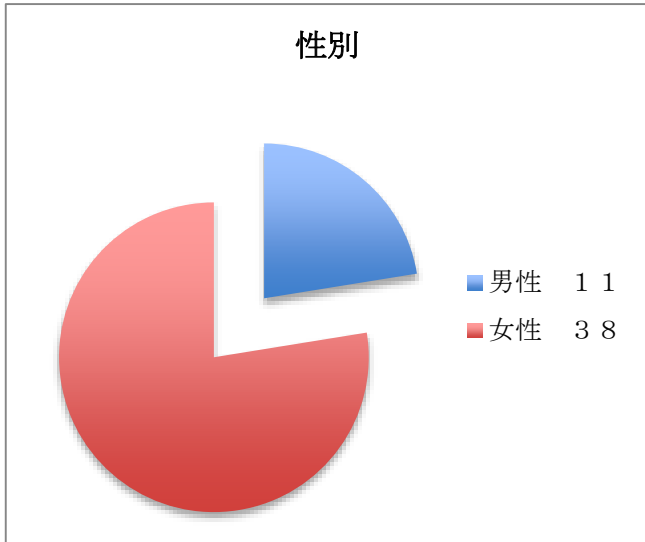
7 支援で大切にしていること

- 一度関係が切れてしまうと、再度繋がるのが困難なため、定期的はこちらから連絡することを心がけている。ただ、諸般の事情から line でしか繋がっていない退所児童もあり、その場合、何らかの理由で携帯電話の番号が変わると関係が切れてしまうため、早い段階で line 以外での関係づくりを心掛けている。
 - 自立援助ホームによる支援と同様、返信等がなくても退所児童から関係を断ち切ろうとしないかぎり、こちらから繋がりを切ることは決してしないように心掛けている。
 - 交通費が払えない場合は訪問するかもしくは、交通費をこちらで負担する。
 - 同行とアウトリーチ、寄り添い型と言われる支援を大切にしている。
 - 施設と連携することにおいて、事前に本人に了解を得ている。
 - 支援員だけで抱え込まない
 - チームで支援を検討する
 - 支援で出来ることと出来ないことの線引きをきちんとする
 - アフターケアセンターでできることと、施設でできることを共有。
- 必要に応じて関係者会議を開く

相談者個別聞き取り調査

各アフターケア事業団体に相談をした相談者を対象にした聞き取り調査を実施した。施設退所者の退所後の困難な状況を可視化し、どんな支援が必要とされるかのヒントとなることを目的とした

聞き取り対象者 49名 (アフターケア相談所ゆずりはへの相談者 30名 他団体への相談者 19名)



①アフターケアの事業所に相談する前に、専門の支援などに相談したことはあるか

ある	38人	ない	11人
----	-----	----	-----

②その支援機関は？（複数回答可）

役所の生活保護課、障害福祉課、ハローワーク、 福祉事務所 児童相談所 自殺ダイヤル
ホームレス支援の団体、法テラス、弁護士事務所 民間の女性相談

③そこで問題は解決できたか

できた	6	できなかった	30
-----	---	--------	----

④出来なかったと回答した方へ 何故解決できなかったか理由があれば回答ください。

- ・相談機関が違うといわれた、ここでは相談にのれない、対象者ではないといわれた。
- ・あなたは大丈夫といわれた ・自己責任だと言われた ・説教をされて喧嘩になった
- ・費用がかかるといわれ、その費用が捻出できなかった
- ・支援を受けるための説明が難しくわからなかった
- ・年末年始は休みだと言われた ・福祉貸し付けで連帯保証人がいるといわれた

⑤何をきっかけでアフターケアの支援を知ったか

自分で調べて	HP ネットの記事 新聞
紹介されて	施設の職員 友人・知人から 役所の窓口 児童相談所 学校の先生弁護士など

⑥具体的にどんなことを相談したか

病気のこと 親のこと 職場のトラブル 住居のトラブル 借金・滞納 妊娠（出産・中絶） DV、契約関係、子育てに関して、離縁、離婚、養子縁組、学校の学費に関して、納税・年金・保険に関して

⑦問題は解決できたか

できた 40	できなかった 9
--------	----------

⑧他の相談機関では問題が解決できず、アフターケアの事業所では解決できたという方へ なぜアフターケアの事業で解決できたと思うか

- 丁寧にわかりやすく説明をしてくれた ○相談の日程をいつも自分の都合にあわせてくれた
- 問題解決できないと言わなかった ○一緒に弁護士のところに何度も行ってくれた
- どうでもいいと投げやりになってしまったとき、根気よく付き添ってくれた
- 病院に付き添ってくれた ○いつも励ましてくれた ○威張ったり偉そうにしない
- 相談費用が無料だったから ○どうして親を頼れないかなどいちから説明しなくてもよかった
- 不動産屋とのやりとりで私が言葉に詰まってしまったとき、代わりに家庭のことを説明してくれた

⑨アフターケア専門の相談場所があつてよかったと思うか

思う 49	思わない 0
-------	--------

⑩アフターケア事業に望むことは？

- もっとたくさん相談所ができてほしい ○スタッフの数が少ないので多くしてほしい。
- なかなか電話が繋がらない ○わかりやすく説明をしてほしい ○同じことを何度もきかなくてほしい
- スタッフによって対応が違う。スタッフの考えを統一してほしい
- 休みの日、年末年始にも開いてほしい ○上から目線の話し方やめてください
- 施設にいるときから、こういう場所や支援があることをもっと伝えてほしい

相談事例

○「水道が止められる」とパニックになって電話があり、まず落ち着かせた後、具体的な状況を聞き、市役所への交渉方法を詳しく助言する。同行することも可能であると伝えるが、まずは自分でやってみるとの意思表示があったので、経過観察とし、後日分割払いで合意した旨の連絡があって終結となる。

○自立援助ホームを退所した児童で、就労が安定しないため、定期的に支援を続けているが、生活の拠点を失ったとき、緊急かつ個人的にアパートを借り上げたり、家賃補助をしたりと、貸付と不定期の返済を繰り返すも、なかなか生活状態が安定しなかった為、自立支援相談事業に繋ぐことになった。その後更に困窮し生活保護を受給することになるが、その際、住宅扶助を受けられるよう名義変更。今も継続して相談にのり定期的に訪問や来訪を行っている。

○高卒退所男性、住込み就職するも離職、その後も住み込みを転々としてホームレスとなる現在生活保護を受けつつ、就労支援。

○中卒で退所女性、親戚宅から高校通学も続かず退学。薬物、水商売、少年院 就労後、妊娠発覚、結婚出産も現在、DVにより離婚シングルマザーとなる。

○高卒退所女性、住込み就職も体調崩して退職。住む場所を失い水商売の道へ水商売をやめたいと相談につながり、現在就労支援中。

○高卒退所男性、住込み就職も肉体労働が合わずに退職 友人宅やネットで見つけた仲間を転々と借金をしながら渡り歩く。就労し、継続支援中

○高卒退所男性、A市内の地下街でくらしていたが、貧困ビジネスの生保搾取に合っているメンタル的な問題もあり、保護入院をする。

○施設不適応、特別支援学校不適応で退所・退学の16歳、18歳姉妹の就労支援

○特定妊婦で関係機関との連携のもと、本人の情緒の安定を図り、定期的に訪問支援をしている。出産後フォローしながら育児を見守るが本人より虐待の危険が伴う内容の連絡をうけ、緊急一次保護に繋がった

○就労先での問題行動の相談を関係機関より受け、問題解決と共に円満退職に向けての支援も行う。

○療育手帳を所持している女性（20代前半）夫（軽度の知的障害あり）と、乳児の長女と3人ぐらし。実家からの支援はほぼ受けられず、保健所との連携もうまく保てない。今後長女の生育と養育について、主体的に担ってくれる支援機関がなく、アフターケアとして母を見守るなか、子どもへの支援も同時に担う。

本調査を通じての提言とまとめ

虐待や不適切な養育環境により抱えさせられた困難や障害は大人になれば、「自己責任」の一言で一掃されてしまうのが現状である。アフターケア団体への相談者の多くが子ども時代に虐待や貧困環境のなかで生きている。退所者の置かれている状況や心情を理解した上で相談に乗り、適切な支援をしてくれる（あるいは適切な支援につなげてくれる）専門の相談窓口が不可欠となっている状況が明らかとなった。しかし、そのような場所が未だ十分に確保されていないのが現状である。アフターケアを充実させていくためには、国が本事業の実績を踏まえた上で、実施可能なレベルで具体的な支援構想を自治体に示していくことにより、各自治体において更なるアフターケアの実施が進められていくことが期待できる。またアフターケアは全国的に一辺倒なものとならず、地域性を反映させた支援のあり方が求められる。地域の実情に合わせて相談支援の事例を着実に積み重ねていくことにより、それぞれの地域で求められるアフターケアの実施体制が構築されていくと考えます。

アフターケアが充実することで、退所者が施設退所後に抱える困難な状況が明らかとなり、退所後の困難の予防のためにはどんなインケア・リービングケアが必要とされるかも現在の社会的養護の支援にかえすことも可能となる。

退所者が、円滑に社会生活を送ることができること、問題を抱えても早期に問題解決できることはこの社会が安心安全にも繋がることである。

提言1 アフターケア事業にかかる費用と職員体制見直しの検討

退所者支援事業は団体によっては年間で1万件の相談件数を越しており、支援にかかる費用も補助金枠も超過し自己資金でなんとかやりくりしている団体もある。また職員体制に関してはどの団体もギリギリの体制であった。実績にあわせた補助金と職員体制のあり方の検討は早急課題として望まれる。

提言2 支援関係機関との連携推進のためのサポート

関係機関の連携を強化することは、本事業の効率的な実施につながる。必要に応じて専門家のサポートを受けることができる体制を地域単位で整備することも必要となる。具体的な連携方策について、各自治体や国からのサポートは、具体的で綿密な退所者支援に繋がる。

提言3 アフターケア事業団体のネットワークづくり

本調査を通じて、アフターケア支援において、各団体に共通の課題と個別の課題があることが明確となった。特に地方と都市での求められる支援のありかたや、予算要求等は異なり、各団体が地域で求められる支援を提供するためには、団体間の交流とアフターケアに関して学び合う機会も必要となる。

提言4 当事者ネットワークの強化と里親家庭出身者へのアフターケアの推進

当事者が主体となっている団体が、引き続きアフターケア事業を担う団体として取り組まれていくことが必要である。また里親家庭出身者同士の具体的な連携方策を他団体に紹介していくことや、当事者活動に参加している里親家庭出身者の意見を聞く機会を設ける取組みも必要である。里親家庭出身者にも等しくアフターケア支援に繋がっていきける情報の共有等が推進されていくことが望まれる。

参考文献

退所児童等アフターケア事業について（厚生労働省ホームページより）

（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

2. 補助単価(27年度(1か所当たり))

1 退所児童等アフターケア事業 7,568 千円

2 児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729 千円

3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国 1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1/2)

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施 →平成 26 年度予算より一体的実施。平成 25 年度以前はそれぞれ別事業として実施。

退所児童等アフターケア事業 期待される 主な効果

○ 退所(前)児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあった相談窓口が一本化される。

（退所(前)児童の相談時の負担軽減）

○事業者面からは、退所(前)児童の個人情報が生 活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。